

05

# 計畫推進体制

(市政基本運営)

# 市政基本運営

市政運営は幅広く、そして多岐に渡ります。その中には、法定受託事務のように法律で定められている事務(税、戸籍・住基、選挙等)、基礎自治体として実施しなければならない事務(議会事務、市民相談等)、市役所という組織を運営するための事務(総務、契約、会計、監査等)等も含まれます。

計画推進の前提として、引き続き、これらの事務に着実に取り組むとともに、計画推進に当たって特に重要な施策について、目標や現状と課題を踏まえた取組について示します。